

3 各締約国は、貿易の円滑化を促進するに当たつての税関当局の重要な役割及び税関手続の重要性を認識して、全締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、次の事項を行うよう努める。

(a) 自国の税関手続を簡素化すること。

(b) 関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

第三章 原産地規則

第二十三条 定義

この章の規定の適用上、

(a) 「輸出者」とは、輸出締約国に所在する自然人又は法人であつて、当該輸出締約国から產品を輸出するものをいう。

(b) 「当該締約国の工船」又は「当該締約国の船舶」とは、それぞれ、次のすべての条件を満たす工船又は船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 一又は二以上の締約国の国民又は法人（いづれかの締約国に本店を有する法人であつて、代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が一又は二以上の締約国の国民であり、かつ、一又は二以上の締約国の国民又は法人が五十パーセント以上の持分を所有しているものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長、上級乗組員及び乗組員の総数の七十五パーセント以上が一又は二以上の締約国の国民であること。

(c)

「一般的に認められている会計原則」とは、収入、経費、費用、資産又は負債の記録、情報の開示及び財務書類の作成に関して、締約国において一般的に認められている、又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準には、一般的に適用される概括的な指針並びに詳細な基準、慣行及び手続を含む。

「產品」とは、商品、生産品、製品又は材料をいう。

(e) 「同一の又は交換可能な材料」とは、同一の技術的及び物理的特性を有し、かつ、種類及び商業上の

品質が同一である材料であつて、產品に組み込まれた後は、いかなる表示に基づいても、原產品であるか否かを決定する上でそれぞれを区別することができないものをいう。

(f) 「輸入者」とは、輸入締約国に產品を輸入する自然人又は法人をいう。

(g) 「材料」とは、物又は物質であつて、產品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に產品に組み込まれ、又は他の產品の生産に使用されるものをいう。

(h) 「原產品」又は「原產材料」とは、この章の規定に従つて原產品とされる產品又は材料をいう。

(i) 「輸送用及び船積み用のこん包材料及びこん包容器」とは、產品を輸送中又は船積み中に保護するために使用される產品であつて、その產品の小売用の容器及び材料以外のものをいう。

(j) 「関稅上の特惠待遇」とは、第十六条1の規定に従つて輸出締約国の原產品について適用する關稅率をいう。

(k) 「生産」とは、產品を得る方法をいい、栽培、採掘、収穫、成育、繁殖、抽出、採集、収集、捕獲、漁ろう、わなかけ、狩猟、製造、加工及び組立てを含む。

第二十四条 原產品

この協定の適用上、次のいずれかの产品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される产品であつて、次条に定めるもの
- (b) 非原産材料を使用する場合には、第二十六条に定める要件を満たすもの
- (c) 一又は二以上の締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品

第二十五条 完全に得られ、又は生産される产品

前条(a)の規定の適用上、次に掲げる产品は、締約国において完全に得られ、又は生産される产品とする。

- (a) 当該締約国において栽培され、かつ、収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
注釈 この(a)の規定の適用上、「植物」とは、すべての植物（果実、花、野菜、樹木、海草、菌類及び生きている植物を含む。）をいう。
- (b) 生きている動物であつて、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
注釈 この(b)及び(c)の規定の適用上、「動物」とは、すべての動物（哺乳類、鳥類、魚、甲殻類、軟体動物、爬虫類、細菌及びウイルスを含む。）をいう。

- (c) 当該締約国において生きている動物から得られる產品
- (d) 当該締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる產品
- (e) 当該締約国の土壤、水域、海底又はその下において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(a)から(d)までに規定するものを除く。)
- (f) 当該締約国の領水外の水域、海底又はその下から得られる產品。ただし、当該締約国が、自國の国内法令及び国際法に基づき、当該水域、海底又はその下を開発する権利を有することを条件とする。
- 注釈 この協定のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に基づく全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- (g) 当該締約国の船舶により、全締約国の領海外から得られる水産物その他の海洋からの生産品
- (h) 当該締約国の工船上において(g)に規定する產品のみから加工され、又は生産される產品
- (i) 当該締約国において収集される產品であつて、当該締約国において本来の目的を果たすことができず、又は回復若しくは修理が不可能であり、かつ、処分、部品若しくは原材料の回収又は再利用のみに適するもの

- (j) 当該締約国における製造若しくは加工作業（採掘、農業、建設、精製、焼却及び下水処理作業を含む。）又は消費から生ずるくず及び廃品であつて、処分又は原材料の回収のみに適するもの
- (k) 当該締約国において(a)から(j)までに規定する產品のみから得られ、又は生産される產品

第二十六条 完全には得られず、又は生産されない產品

1 第二十四条(b)の規定の適用上、次に掲げる產品は、締約国の原產品とする。

- (a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該產品の域内原產割合（以下「RVC」という。）が四十
パーセント以上の產品であつて、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
- (b) 当該產品の生産に使用されたすべての非原產材料について、当該締約国において統一システムの關稅
分類の変更（以下「CTC」という。）であつて四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）
が行われた產品

注釈 この(b)の規定の適用上、「統一システム」とは、附屬書二に定める品目別規則において用いら
れているものをいう。

產品が当該締約国の原產品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該產品の輸出者がこの(a)

又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。

2 1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる產品は、附屬書二に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原產品とする。品目別規則がRVCに基づく原產地規則、CTCに基づく原產地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものの組合せを選択することを規定する場合には、產品が締約国の原產品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該產品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。

3 1(a)の規定の適用上、及び附屬書二に定める関連する品目別規則であつて、特定のRVCを定めるもの の適用上、次条に定める計算式を用いて算定する產品のRVCは、当該產品の規則に定める割合以上であることを要件とする。

4 1(b)の規定の適用上、及び附屬書二に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われたことを求める規則は、非原產材料についてのみ適用する。

5 この章の規定の適用上、附屬書三を適用する。

第二十七条 域内原産割合の算定

1 　 產品のRVCは、次の計算式を用いて算定する。

$$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \% \quad$$

2)の規定の適用上、

(a) 「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、產品の本船渡しの価額（生産者から外国に向かた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。

(b) 「RVC」とは、百分率で表示される產品のRVCをいう。

(c) 「VNM」とは、產品の生産において使用されるすべての非原產材料の価額をいう。

3 (a) 　 產品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2(a)に規定するFOBは、当該產品の買手から当該產品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。

(b) 　 產品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2(a)に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第

八条までの規定に従つて決定される価額とする。

4 1の規定の適用上、締約国における產品の生産に使用される非原產材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a) 関税評価協定に従つて決定される価額であつて、当該產品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原產材料を輸送するためには要する運賃、保険料、適當な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b) 当該非原產材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原產材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原產材料の供給者の倉庫から当該產品の生産者の所在地まで当該非原產材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5 1の規定の適用上、產品のVN Mには、当該產品の生産に当たつて使用される当該締約国の原產材料の生産において使用される非原產材料の価額を含めない。

6 3(b)又は4(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。

第二十八条 僅少の非原産材料^(きん)

1 第二十六条1(b)に定める要件又は附属書二に定めるCTCに基づく適用可能な原産地規則を満たさない産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他のすべての関連する基準を満たしている場合に限る。

- (a) 統一システムの第一六類、第一九類、第二〇類、第二二類、第二三類、第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が当該産品のFOBの十パーセント以下の場合
- (b) 統一システムの第一八類及び第二一類に分類される特定の産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、附属書二に定められている

とおり、当該產品のFOBの十パーセント又は七パーセント以下の場合

(c) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される產品については、当該產品の生産に使用された非原產材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の總重量が当該產品の總重量の十パーセント以下の場合

注釈 この1の規定の適用上、前条2(a)の規定を適用する。

2 もつとも、1に規定する非原產材料の価額は、產品に適用可能なRVCに基づく原產地規則においては、非原產材料の価額に含める。

第二十九条 累積

締約国の原產材料であつて、他の締約国において產品を生産するために使用されたものについては、当該產品を完成させるための作業又は加工が行われた当該他の締約国の原產材料とみなす。

第三十条 原產資格を与えることとならない作業

產品については、次の作業が行われることのみを理由として、CTC又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない。

(a) 輸送又は保管の間に產品を良好な状態に保管することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する作業

(b) 改装及び仕分

(c) 組み立てられたものを分解する作業

(d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従つて一の產品として分類される部品及び構成品の収集

集

(f) 物品を単にセットにする作業

(g) (a)から(f)までの作業の組合せ

第三十一条 直接積送

1 関税上の特惠待遇は、この章に規定する要件を満たし、かつ、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原產品に対して与える。

2 次のいずれかの產品は、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

(a) 輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送される產品

(b) 一若しくは二以上の締約国（輸出締約国及び輸入締約国を除く。）又は第三国を経由して輸送される

產品。ただし、当該產品について、積替え又は一時蔵置、積卸し及び当該產品を良好な状態に保存する
ために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

第三十二条 こん包材料及びこん包容器

1 産品の輸送又は船積み用のこん包材料及びこん包容器は、当該産品が原産品であるか否かを決定するに
当たつて考慮しない。

2 産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該産品に適用可能なC T Cに基づく原産地規
則を満たしているか否かを決定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器については、当
該産品に含まれるものとして分類される場合には、考慮しない。

3 産品がR V Cに基づく原産地規則の対象となる場合には、当該産品のR V Cを算定するに当たり、当該
産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮
する。

第三十三条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

1 產品がCTC又は特定の製造若しくは加工業の要件の対象となる場合には、当該產品が原產品であるか否かを決定するに当たり、当該產品とともに提供される附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料が原產品であるか否かについては、次の(a)及び(b)に定める要件を満たす場合には、考慮しない。

(a) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料に係る仕入書が当該產品の仕入書と別立てにされないこと。

(b) 当該附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の数量及び価額が当該產品について慣習的なものであること。

2 產品がRVCに基づく原産地規則の対象となる場合には、原產品のRVCを算定するに当たり、附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十四条 間接材料

1 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなす。

2 この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の产品的な生産、試験若しくは検査に使用される产品（当該他の产品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は他の产品的な生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される产品をいい、次のものを含む。

- (a) 燃料及びエネルギー
- (b) 工具、ダイス及び鋳型
- (c) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料
- (d) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料
- (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品
- (f) 产品の試験又は検査に使用される設備、装備及び備品
- (g) 触媒及び溶剤
- (h) 他の产品に組み込まれていないその他の产品であつて、当該他の产品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

第三十五条 同一の又は交換可能な材料

同一の又は交換可能な材料が原産材料であるか否かについての決定は、輸出締約国において適用可能な又は実施されている在庫管理方式についての一般的に認められている会計原則を用いて行う。

第三十六条 運用上の証明手続

附属書四に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

第三十七条 原産地規則に関する小委員会

1 この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を第十一条の規定に従つて設置する。

2 小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適當な勧告を行うこと。
 - (i) この章の規定の実施及び運用
 - (ii) いづれかの締約国が提案する附属書二及び附属書三並びに附属書四の付録の改正
 - (iii) 附属書四第十一規則に規定する運用上の規則

(b) この章の規定に関連する他の問題であつて全締約国が合意するものについて検討すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3 小委員会は、全締約国政府の代表者から成るものとし、また、全締約国の合意に基づき、全締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

4 小委員会は、全締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第四章 衛生植物検疫措置

第三十八条 適用範囲

この章の規定は、全締約国間の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性がある全締約国のすべての衛生植物検疫措置であつて、世界貿易機関設立協定附属書一A衛生植物検疫措置の適用に関する協定（以下「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」という。）附属書Aに定義するものについて適用する。

第三十九条 権利及び義務の再確認